Q１　産業廃棄物を自分で運んだ場合、どのように書きますか？

Ａ１　下記のとおり記入してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第７項の規定に基づき、令和２年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	△△株式会社□□船橋工場			業種	食品製造業
事業場の所在地	333-3333　千葉県船橋市○×１－２－３		電話番号	０４７－１２３－４５６７	

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1	1		自社運搬	261-0001　○○県○○市○○町12	034567	○×施設(株)	

Q２　産業廃棄物を原料等として売却した場合、どのように書きますか？

Ａ２　下記のように記入してください。

2	金属くず	2	1	045678	△×運輸(株)	261-0001　○○県○○市○○25	有償売却	(株)○×金属(売却した業者)	

Q3　混合廃棄物(金属くず､廃プラスチックなど廃棄物の種類が２種類以上混在した廃棄物）はどのように書きますか？

Ａ３　廃棄物の種類のプルダウンに該当するものがあれば、それを選択してください。

7	蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）	3	3	045678	△△運送(株)	261-0001　○○県○○市○○26	078901	(株)×○産廃	
8	廃電気機械器具 廃自動車 廃電池類 複合材 廃水銀等 廃電池類（水銀使 蛍光灯（水銀使用 その他（水銀使用	4	3	056789	(株)××運輸	330-0081　埼玉県××市○123	078901	(株)△△環境	

から３月３１日までに交付した産業廃棄物管理票について６月３０日までに提出すること。

該当するものがない場合、１行にまとめて書きます。（下図は金属くずと廃プラの混合廃棄物の場合）

4	混合廃棄物（金属くず・廃プラ）	4	3	056789	(株)××運輸	330-0081　埼玉県××市○123	078901	(株)△△環境	

混合廃棄物が安定型５種（廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む）の場合は、このように書いても問題ございません。

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	安定型混合廃棄物	1	1		自社運搬	261-0001　○○県○○市○○町12	034567	○×施設(株)	

混合廃棄物が安定型５種のみではない場合は、このように書いても問題ございません。

6	管理型混合廃棄物	2	1	045678	△×運輸(株)	261-0001　○○県○○市○○25	078901	(株)×○産廃	

Q4　処分場所の住所には何を書きますか？
A4　運搬先住所と同じであれば記入不要です。（最終処分場の記入箇所ではありません）

Q5　電子マニフェストを使用している場合も報告しますか？
A5　電子マニフェストを使用している場合は、情報処理センター（JWNET）が報告しますので、事業者様は報告不要です。
ただし、紙マニフェストと電子マニフェストの両方を使用している場合は、紙マニフェストを使用した分のみ報告します。（電子マニフェストを使用した分は報告不要です）

Q6　年度途中で電子マニフェストにした場合は、報告はどうしますか？
A6　紙マニフェスト分のみ報告します。（電子マニフェストを使用した分は報告不要です）

Q7　マニフェスト等の添付書類は必要ですか？
A7　添付書類は不要です。報告書のみ提出してください。

Q8　いつまでに提出しますか？
A8　毎年６月３０日までに提出します。万が一提出期日に遅れてしまった場合は、速やかに提出して下さい。

Q9　どこに提出しますか？
A9　事業場（産業廃棄物の発生場所）が船橋市内の場合は、船橋市環境部廃棄物指導課に提出します。
船橋市以外の事業場から発生した分は、その事業場を管轄する自治体に提出します。

Q１０　排出量が少ない場合、小数点第何位まで記入しますか？
A１０　排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字を書いて問題ございませんが、最小値は小数点第３位（１ｋｇまで）で書きます。
例）１０００ｋｇ＝１ｔ
１００ｋｇ＝０．１ｔ
１０ｋｇ＝０．０１ｔ
１ｋｇ＝０．００１ｔ

Q１１　年度途中で社名変更した場合、どのように報告しますか？
A１１　旧社名分も含め新社名でまとめて報告します。（分ける必要はございません）
余白に、○月○日社名変更　旧社名○○会社　と追記してください。

様式第三号（第八条の二十七関係）　R2年7月1日 商号変更 旧商号〇〇会社

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和３年度）

令和　　年　　月　　日

船　橋　市　長　　殿

報告者
住　　所　333-3333　千葉県船橋市〇×１－２－３
△△株式会社　代表取締役社長　船橋　太郎

Q１２　年度途中に店舗を移転した場合、どのように報告しますか？

A１２　移転前と移転後を分けて報告します。

船　橋　市　長　　殿

移転前

報告者
住　　所　333-3333　千葉県船橋市本町１－２－３（移転後）
氏　　名　△△株式会社　代表取締役社長　船橋　太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　047-123-4567

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第７項の規定に基づき、令和２年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	△△株式会社□□船橋工場	業種	食品製造業
事業場の所在地	333-3333千葉県船橋市市場９－８－７（移転前）	電話番号	０４７－１２３－４５６７

移転後

報告者
住　　所　333-3333　千葉県船橋市本町１－２－３
氏　　名　△△株式会社　代表取締役社長　船橋　太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　043-123-4567

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第７項の規定に基づき、令和２年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	△△株式会社□□千葉工場	業種	食品製造業
事業場の所在地	333-3333千葉県船橋市本町１－２－３（移転後）	電話番号	０４３－１２３－４５６７

Q１３　店舗が令和３年５月に移転した場合、報告書の住所はどのように書きますか？

A１３　下記のとおりです。

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和３年度）

令和　３年　６月　６日

船　橋　市　長　　殿

報告者
住　　所　333-3333　千葉県船橋市本町1-2-3（報告日時点の住所）
氏　　名　△△株式会社　代表取締役社長　船橋　太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　047-123-4567

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第７項の規定に基づき、令和２年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	△△株式会社□□船橋工場	業種	食品製造業
事業場の所在地	333-3333千葉県船橋市市場９－８－７（移転前）	電話番号	０４７－１２３－４５６７

↑事業場の所在地には、産業廃棄物を排出した住所を書きます。

Q１４　昨年度にマニフェストを１枚も交付しなかった場合は、どのように報告しますか？

A１４　１枚も交付していないのであれば、報告不要です。

１枚でも交付した場合は、報告が必要です。

Q１５　PCB を認定施設で処分した場合、処分受託者の許可番号は何を書きますか？

A１５　認定番号を書きます。（例　平成〇〇年第〇号　）

Ｑ１６　管理票の交付枚数はどのように数えますか？

Ａ１６　Ａ票からＥ票で１セットですので、Ａ票が何枚あるか数えます。
（手元にＡ票、Ｂ2票、Ｄ票、Ｅ票あるから４枚　とは数えません）

Ｑ１７　マニフェストの交付を必要としない者へ委託した場合は報告しますか？

Ａ１７　国の広域認定を受けている者へ委託した場合や、専ら再生利用のために古紙・くず鉄・あきびん類および古繊維のみの処理を業として行っている者への委託はマニフェストの交付を必要としませんので、報告不要です。

Ｑ１８　収集運搬業者の名称が年度途中で変更になった場合、新しい社名で書きますか？

Ａ１８　マニフェストに書いてある社名をそのまま書きます。

Ｑ１９　マニフェストでは重さが確認できない場合、どのように報告しますか？

Ａ１９　委託した処分場で重さを測っている場合はその重さを書きます。「ドラム缶１個」など廃棄物のおよその体積がわかる場合は、その数値に換算係数をかけて算出します。およその体積がわからない場合は廃棄物の原料製造者に問い合わせるか、姿形など似た廃棄物を参考に排出量を算出します。

Ｑ２０　報告書提出後に間違いが見つかった場合、どうしますか？

Ａ２０　余白に下記のとおり記入し、訂正後の報告書を再度提出してください。

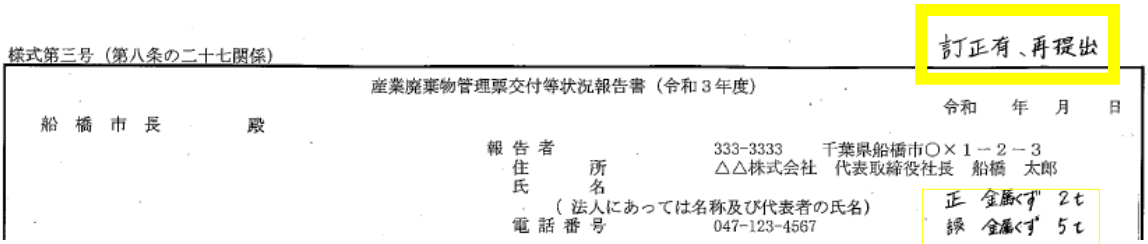

訂正有、再提出

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和３年度）

令和　　年　　月　　日

船　橋　市　長　　殿

報告者　住所　333-3333　千葉県船橋市○×１－２－３
氏名　△△株式会社　代表取締役社長　船橋　太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　047-123-4567

正　金属くず　2t
緑　金属くず　5t

Ｑ２１　担当者の変更などで提出したかわからない場合は、どうしますか？

Ａ２１　余白に下記のとおり記入し、提出してください。

様式第三号（第八条の二十七関係）

提出しているのか不明のため提出

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和３年度）

令和　４年　６月　６日

船　橋　市　長　　殿

報告者
住　　所　　333-3333　千葉県船橋市本町１－２－３
氏　　名　　△△株式会社　代表取締役社長　船橋　太郎

Ｑ２２　許可番号はどこに書いてありますか？

Ａ２２　委託契約書に記載があります。全部ではなくて下６ケタを報告書に書きます。

第２条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：＿＿＿＿	許可都道府県・政令市：＿＿＿＿
許可の有効期限：＿＿＿＿	許可の有効期限：＿＿＿＿
事業範囲：＿＿＿＿	事業範囲：＿＿＿＿
許可の条件：＿＿＿＿	許可の条件：＿＿＿＿
許可番号：＿＿＿＿	許可番号：＿＿＿＿

許可証にも記載があります。

許可番号　第　　号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　○○県○○市○○

氏　名　株式会社○○○○
代表取締役　○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた者であることを証する。

○○県知事　○　○　○　○　　知事印

許可の年月日　　年　　月　　日